

## 会 議 記 録

会議名称	平成 21 年度第 2 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 21 年 11 月 13 日 ( 金 ) 午後 3 時 30 分 ~ 午後 5 時 09 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 奥、田淵、中村、山本、吉川 区側 政策経営部長、行政管理担当部長、企画課長、総務課長、経理課長、 行政改革担当副参事、定数・組織担当副参事、企画調整担当係長
配布資料	資料 1-1 平成 21 年度杉並区個別外部監査報告書 資料 1-2 平成 21 年度杉並区個別外部監査報告書 ( 概要版 ) 資料 2 平成 21 年度杉並区行政評価報告書 資料 3 杉並区財団等経営評価 2009
会議次第	1 開会 2 報告 (1)平成 21 年度個別外部監査結果について 3 議事 (1)平成 21 年度行政評価に対する外部評価について (2)平成 21 年度財団等経営評価に対する外部評価について 4 今後のスケジュール等について 5 閉会

会長 ただいまから平成21年度の第2回目の杉並区外部評価委員会を開きます。

今日は、平成21年度個別外部監査結果についてご報告をいただくということと、平成21年度行政評価に対します外部評価、それと、同じく財団等経営評価に対する外部評価について、まず、区の評価の概要についてご説明をいただいてから、質疑応答並びに外部評価委員としての、担当する分野なり団体をお決めいただくということが主要な課題でございます。

それでは、事務局の方から資料等の確認をお願いいたします。

行政改革担当副参事 はい。資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まず、本体の資料が全部で4種類ございます。

最初が、個別外部監査の報告書、こちらが資料1-1になります。それから、その報告書の概要版、これが資料1-2になります。

次に、21年度の行政評価の報告書、こちらが資料2でございます。

本体資料の最後でございますけれども、杉並区財団等経営評価、こちらが資料3になります。

そして、そのほかに参考資料を、全部で4種類お配りしてございます。

まず、参考資料1が平成21年度行政評価等の結果についてということで、資料2と3の概要を総括的にまとめた資料でございます。次に参考資料2といたしまして、平成21年度外部評価の進め方（案）、今年度3月までの外部評価の進め方の案をまとめた資料でございます。続きまして、参考資料3は平成21年度外部評価分担調査票（まとめ）というものでございます。これは委員の皆様にも、事前にいただいた評価担当分野の希望と過去の実績をまとめて一覧にした資料でございます。参考資料4でございますけれども、これは今年度の修正箇所をお示した外部評価表の見本になります。資料4-1が政策評価表、資料4-2が施策評価表、3が区民アンケートに対する評価表、4が経営評価の評価表ということになってございます。

このほかに、茶色い表紙の冊子は事業別行政コスト計算書でございます。これは従前は財政白書の中に組み込まれていたものですが、財政白書が区政経営報告書に統合されたことに伴いまして、独立した冊子になりました。

また、本日最後に、次回の予告として経理課長の方からご説明をさせていただく入札契約制度の改革、杉並区入札契約制度における臨時的緊急対策、入札契約に関する資料の一式をお配りしてございます。

そのほかに、USBメモリを茶封筒に入れてお配りしてございます。今日お配りした行政評価報告書の元のデータ、評価表のデータを入れたものでございますので、お持ち帰りいただきたいと存じます。

最後になりますけれども、既に皆さんに郵送してございます区政経営報告書とそれに対応する区政経営計画書を閲覧用にお手元にお配りさせていただいております。

非常に資料の数が多く、また、厚くなっており、大変わかりにくく恐縮でございますけれども、お配りしているものは以上でございます。

会長 はい。それでは、各委員の方、ご確認いただいて、過不足がないか、もしありましたら事務局の方にお申し出いただきたいと思いますが。

USBメモリには、この行政評価報告書や経営評価そのものは入ってはいないんですか。

行政改革担当副参事 ええ。そのものは入ってございません。

会長 そうすると、報告書の冊子は持って帰らないといけないということですね。

行政改革担当副参事 そうです。

会長 一緒に入れていただくとありがたいんですけど。ボリューム的、容量的には、多分収まりますね。

行政改革担当副参事 電子メールの添付ファイルで、月曜日に評価表をお送りするときにあわせてお送りいたします。

会長 そうですか。では、持って帰っていただかなくても、あるいは、お持ちいただいてもいいということですね。

行政改革担当副参事 はい、どちらでも結構です。

会長 はい。ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

最初にご報告でございますが、平成21年度個別外部監査結果についてでございます。テーマは、既に前回報告があった、施設の維持補修についてですが、個別外部監査人の方から報告書が出ておりますので、概要についてご説明をお願いしたいと思います。

総務課長 はい。総務課長の石原でございます。私の方から個別外部監査につきまして、ご報告をさせていただきます。

外部評価委員の皆様からご推薦をいただきました三つのテーマのうち、今回、施設の維持補修というところで外部監査に入ったわけですが、外部評価委員の皆様からは建物と道路の維持補修ということでご推薦をいただきました。しかしながら建物と道路とで非常に

性格が違うことや所管部局も異なるため、監査に入った場合に非常に期間が長くなり、それがまた経費にも影響するということから、最終的に、我々内部の選定会の中で、建物関係の維持補修に限らせていただきまして、監査に入りました。

外部監査関係で資料1-1と1-2、二つございますが、1-1、これは報告書でございます。時間の関係もございますので、資料1-2の概要版で、ご説明させていただきます。個別外部監査報告書概要でございます。

監査の対象とした事項は、施設の維持補修でございます。杉並区には学校の施設、幼稚園も含めまして、74ございます。それ以外に庁舎に始まりまして児童館、保育園、高齢者施設等、500を超える施設がございまして、合わせまして580を超える区の施設がございまして、これらの維持補修をやっているところが営繕課でございます。今回の個別外部監査での基本的な視点でございますが、施設を単に財産としての物理的な面からの管理対象ととらえるのではなく、資産（ストック）としてとらえ、最小の経費で最大の効果を上げるよう維持管理がなされているかといった視点から、監査を実施してございます。対象部署が営繕課、それに関連する部署でございまして、対象の年度は原則として平成20年度、実施の期間でございますが、7月9日から9月いっぱいまでということで実施をいたしました。

外部監査の結果でございますが、大きく6項目にわたりまして報告をいただきました。「結果」もしくは「意見」というのが、括弧内に出てきます。この相違でございますけれども、監査を実施して、監査委員からの指摘事項、こういうようなものが、どちらかという「結果」というふうに表示をされていまして、「意見」というのは関連しての参考意見というような分類で報告がされてございます。

(1)の計画的な執行についての でございます。全庁的な視点から見た施設の維持管理方針の整備、これは「結果」でございます。現状、全庁的な維持管理方針が策定されていないが、効率的で効果的な施設管理は営繕課だけでなく全庁的に取り組む必要があり、そのための意識の向上を図る必要がある、と。その具体化のために、全庁的な施設管理の方針を示した維持管理方針を策定する必要があるというご指摘をいただいております。

2ページ目でございます。 中長期修繕計画の策定および策定方針の明文化ということでございますけれども、この計画はございますが、現状は各部位の耐用年数を根拠に作成されておりまして、施設の長寿命化、もしくはライフサイクルコストの縮減のための方策を検討した結果に基づいて策定していくことが必要であるということの、これも「結果」でございます。今後は計画を作成する上での方針、具体的な作成要領を明文化していくこ

とが必要であるというご指摘を受けてございます。

優先度の相違についての理由の把握。こちらが「意見」ということで出てまいりました。修繕費の予算査定に際しては、当区では営繕課というところが優先度の判定を行いまして、その後財政課の予算の査定を行いますが、営繕課で判定された優先度と異なる項目が発生しております。その場合、異なった理由を営繕課で把握していないということから、その理由について把握しておくことが望ましいというご意見をいただいております。

この大きな(1)の項目につきましては、その他、計画の見直しが不十分だということから、適宜、中長期修繕計画を修正する必要があるというご指摘もいただいております。

続きまして、3ページにまいりまして、(2)の大きな項目でございますが、ライフサイクルコスト縮減のための取り組みについて、いろいろ対応はしてございますが、必ずしも十分な計画とはなっていないということで、ライフサイクルコスト縮減を達するためには、各施設・設備の修繕履歴や点検の結果等のデータを収集・分析し、施設の構造や利用状況を踏まえたうえで、いつ・どのような維持修繕を行うべきか検討する必要があるというご指摘をいただいております。

4ページでございますが、資産管理台帳が整備されていないということで、施設に関する情報管理を一元的に実施すべきであるというご意見、また、で予防保全的な修繕の実行について、区が行っている修繕は、大部分が事後修繕となっているということから、できる限り、事後修繕から予防保全的な修繕にシフトすることが望ましいというご意見もいただいております。

5ページ目にまいりまして、(3)利用者の安心・安全についてという項目でございます。この監査の実施に当たりましては、現場の視察をしてございます。ア)の対象施設に書いてございますように、aの阿佐谷北保育園・ゆうゆう阿佐谷北館、それと、bの勤労福祉会館それに西荻地域区民センター、それぞれ、aとb、併設施設でございます。4施設でございますが、2カ所でございます。bの勤労福祉会館、西荻地域区民センターのところで、「点検報告書では指摘されていないが、利用者の事故につながりかねない事項が発見された。定期点検では、老朽化状況の確認にとどまらず、安心・安全が確保されているかを確かめる必要がある。」というご指摘をいただきました。

この事例は、勤労福祉会館におきまして、建物1階分の段差があるにもかかわらず、柵にガラスや支柱等が設置をされていないために、簡単に子どもたちが転落する危険性があるということのご指摘をいただきました。勤労福祉会館が、今年度、工事を実施する予定

であった箇所でございます。すぐに柵のところに支柱の本数を多く設置して、転落しないような策を講じてございます。通常、利用者が入ることを想定しないような場所でもありまして、若干見落としというか、対応が不十分な部分があったという点でのご指摘でございました。

6ページに参りまして、 で発見事項の対応の確認ということでございます。「区では、定期点検時の発見事項について、顛末の把握が行われていない。定期点検の発見事項については、その措置状況まで把握することが必要であり、顛末まで把握する必要がある」というご指摘をいただいております。

それと、 事故が発生したときの報告についてということでございますが、通常、危機管理対策課を経由して営繕課へ連絡が行われておりますが、ルール化されていないということで、確実に営繕課に連絡が行われるルールを構築することが必要であるというご指摘をいただいております。

それから、大きな4番目でございます。エコへの取り組みについてということで、 C O<sub>2</sub>削減量の目標値の設定と費用対効果の検証について、「エコスクール化によって投資に見合った効果が得られているかどうかについて検証できる状況にない。何らかの費用対効果を検証できる仕組みを構築することが望まれる」というご意見でございます。

また、大きな5番目の項目でございます。資産の有効活用方針に見合ったランニングコストの設定についてということで、 今後の施設のあり方について、「限られた予算の中で、行政サービスを効率的、効果的に実施していくためには、施設の転用や廃止、縮小も視野に入れた、今後の施設のあり方について明確にしていくことが望ましい」というご意見をいただいております。

8ページでございますが、中段、大きな項目の最後でございますが、事務事業評価の検証ということで、「改築・建設工事の事業について、成果指標が設定されていない。成果指標を設定すべきである」「長寿命化とランニングコストの縮減についても成果指標を設置する必要がある」というご意見をいただいております。

の事務事業評価の結果から見た事務改善の可能性についてということで、小中学校の改築・施設整備につきましては、改善・見直しの方向性の記載がございまして、一般の施設については記載がされていないということから、学校施設に限らず、一般施設についても改善・見直しの方向を検討することが望ましいというご意見でございます。

以上、6項目にわたる指摘事項またご意見をいただきました。これらの指摘事項また監

査意見を踏まえまして、関係課長で構成される検討委員会で検討課題を整理して、平成22年2月を目途に、具体的な対応方策をまとめ、行財政改革推進本部へ報告するという事になりました。

雑駁な説明でございますけども、個別外部監査の報告については以上でございます。

会長 ありがとうございます。

これはご報告ですから、我々は良い、悪いという判断はしないことになっておりますので、この内容をそのままお伺いするということですが、事実関係、あるいはこの報告書で何か確認されたいことがございましたらお願いします。

委員。

委員 今までの外部監査のテーマというと、私の記憶では、大体、経営診断というか、そういう感じのものが多かったのが、今回はわりと建築的な要素がありますね。お願いした会計士さんが、建築事務所を使って色々評価をしたのでしょうか。例えば、実際に基準に照らしたら、非常に危ないようなところが見つかったというようなことは専門家でないとはわかんないと思うんですよ。その辺はどういう具合にお願いしたんですか。

総務課長 今回8年目に入りますが、確かにこういう監査のテーマは初めてでございました。今回の個別外部監査人は、品田和之氏という方が監査人になって行ったんですが、この方は監査法人トーマツに所属しております。今回、非常に建築的な分野でございますので、監査法人ということの優位性もありまして、その辺のバックアップも含めて聞いたんですが、最終的に、今回、公認会計士協会東京会の方に推薦依頼をしたときに、80名の公認会計士の方から応募がございましたけれども、その際に、監査法人に属しているゆえに、そういう専門家等のアドバイスが受けられるか聞いたんですが、そのときのご返事では、直接、建築職等の監査に係るものというのは特段考えていないと。ただ、法人としてはいろんな部分での意見を聞きながらバックアップ体制をしていくということで、結果的にはそういう専門家が入っていない監査チームでございました。

会長 4ページ目に書いていますね。これを見ると建築士の資格はないということなんですか。その割には、ある意味ではよくできているというふうにも考えることもできるかと思えますし、あるいは、場合によっては、これじゃ足りないという見方もできるかと思えます。いずれにしても、これは区がこちらにご依頼された結果ですので、これについての当否は控えます。我々としてはテーマの選定にかかわったということだけでございますから。

どうぞ。

委員 「結果」と「意見」という形で分けて表示されているんですが、分けるときの判断の基準、これは「結果」でこれは「意見」というふうにしたときの重さの違いというのがありますか。

それと、対応方策を22年2月に策定されるということなんですが、「結果」のみなのか「意見」についても対応方策を策定されるのかお聞きしたい。

総務課長 「結果」と「意見」の違いというのは、先ほども少し触れさせていただきましたけども、指摘事項的、要するに、より重たいのが「結果」という分類でございます。「意見」というのは、この監査に当たって参考意見、そのような言葉の違いはございます。検討委員会では、「結果」「意見」にかかわらず、今後、施設をどう運営していくのが一番いいのかという点で、特段差別なく、同じ目でもって検討に入るということでございます。

会長 よろしいですか。

( 了承 )

会長 それでは、これはお伺いしたということで、ご報告を承ったということにしたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、議事の(1)に入りたいと思えます。

まず、報告書の概要につきまして、事務局の方からご説明をお願いします。行政評価報告書と財団等経営評価、資料2、資料3ですね。よろしく願いいたします。

行政改革担当副参事 はい。それでは、少しお時間を頂戴いたしましてご説明をさせていただきます。まず、行政評価についてご説明をさせていただきますので、資料2をご覧ください。

まず、行政評価の全体像そして行政評価の目的ということでございますけれども、目的につきましては、記載のとおり、成果重視の行政への転換、効率的で質の高い行政の実現、説明責任の徹底ということで、従来どおりでございますので、詳細な説明は省略させていただきます。

2ページ、3ページをご覧くださいと存じます。行政評価の体系でございます。行政評価の体系につきましては、杉並区におきましては、基本計画の体系に基づいて、政策、施策、事務事業の3層構造としてございます。

4ページ、5ページの体系図でご説明をさせていただきます。分野、政策、施策の数につ



きましては、6分野、22政策、74施策ということで、昨年どおりでございます。ただし、施策を構成する事務事業につきましては、昨年度と申しますか、評価対象になる平成19年度は606事業でございましたけれども、平成20年度の事務事業については632事業ということでございます。35事業が増えて、9事業が減り、差し引き26事業増えてございます。主な増要因といたしましては、後期高齢者関係の事業が老健の方から移動して、新たに事業化されたこと、また、施設の改築、改修、整備等の事業が当該年度にあったために増えたということが要因となっております。

4ページ、5ページの体系図でございますけれども、左から分野、政策、そこにぶら下がる施策、さらに、そこにぶら下がる、こちらの方は数のみになってございますけれども、事務事業というような形になってございます。網掛けの施策は、後ほどご説明しますけれども、区民アンケートを実施した施策ということでございます。

続いて、杉並区政チェックリストでございます。これにつきましては、7ページ、8ページに一覧をしてございますけれども、6分野、30項目からなる、区民が日常生活の中で、より高い関心を寄せる項目の集合体ということでございます。区政チェックリストを構成するチェック指標30項目のうち、19年度と比較して目標値に向けて好転しているもの、7ページ、8ページの表で申しますと、前年度比の欄のところに丸がついている項目でございます。これが16項目、53.3%、一方で、後退している項目、前年度比の欄で、下三角がついている項目、こちらが10項目、33.3%ということになってございます。その下の丸ポチのところ、好転、後退、それぞれ主な項目について記載をしているところでございます。

また、8ページ、9ページでは、分野ごとに好転した項目、後退した項目の分析を行っております。

さらに、81ページから110ページまでに、各指標の経年変化、また、他都市との比較分析を中心にまとめてございます。

続いて、10ページをご覧いただきたいと存じます。政策評価の概要でございます。

まず、政策コストの状況でございますが、行政評価における総事業費、これは事業費に人件費相当額も含めた額でございますが、約2,754億ということで、前年度比で約260億、割合にして8.6%の減ということになってございます。なお、各事業にかかる人件費相当額を除いて、事業費ベースでは2,391億ということになってございます。

次に、当面の成果目標及び達成状況でございますが、これにつきましては、111ページ

から132ページまでに、一定期間に求められる政策の達成すべき成果目標を記入してございますけれども、この内容から見ますと、各政策の達成状況はおおむね順調ということが言えると存じます。

続いて、政策を構成する施策の相対性でございますが、政策の目標達成の観点から、政策を構成する施策を相対的に評価し、「重点に位置づけるべき施策」「費用対効果の高い施策」「見直し施策」「大きな成果を上げている施策」として位置づけてございます。一方で、施策評価では、各施策単体で、「今後の施策の方向」の評価も行ってあります。この二つの評価の関係をマトリックスで表にあらわしたものが、11ページの上の表でございます。それぞれ「重点に位置づける施策」が各施策評価表における今後の方向性でどのように位置づけられているか、以下、同じような見方でとらえていただければと存じます。

この中で、その下の本文に書いてございますが、「重点に位置づけるべき施策」とした施策が40施策あるわけでございますけれども、そのうち、今後の方向性を「効率化」としている施策が五つございます。「図書館サービスの充実」等記載のとおりでございます。重点ということなので、効率化というよりは、むしろ「拡充」「サービス増」、せいぜい「現状維持」ではないかというところなんです、これは政策の目標を達成するためには、いずれも重点的に取り組む必要はあるが、施策の実施方法などに効率的な取り組みが必要であるという判断によるものでございます。

(5)の二次評価でございますけれども、この政策とあとでご説明する施策評価につきましては、所管の評価に上乘せして部長をキャップとした二次評価部門による二次評価を実施しているところでございます。

続いて12ページをご覧ください。施策評価の概要でございますが、施策評価では、成果指標によって施策の目標の達成度を測定するとともに、施策の目標達成の観点から、事務事業の評価を行っております。これについては、14ページをお開きいただきたいと存じます。成果指標と施策を構成する事務事業の状況についてここで分析してございます。

成果指標につきましては、記載のとおり、その施策や事業を行うことが区民にとってどのように役立つのかという視点で、区民が享受することのできるサービス向上の度合いを端的に明示するというものでございますが、施策評価では、74施策の中で合計で179の指標を設定しております。この内、平成19年度と比較して目標値に向けて好転をしているものが92項目ございます。一方で、後退しているものが45項目となっております。各指標の詳細につきましては、74ページから80ページに示してございます。

次に、施策を構成する事務事業の状況でございますけれども、施策評価では、施策を構成する事務事業について、「重点事業に位置づけられている事務事業」「費用対効果の高い事務事業」「見直すべき事務事業」「大きな成果を上げている事務事業」の四つの区分で相対評価を行っておりますが、「重点事業」「費用対効果の高い事業」「見直すべき事業」「大きな成果を上げている事業」につきましては、それぞれ下の表に記載のとおり、157件、27件、51件、80件という結果になってございます。

続いて、今後の施策の方向性でございますが、今後の中長期的な施策の方向性について、施策評価では、コストと成果の二つの要素の組み合わせによって、15ページに記載のように、「拡充」「サービス増」「現状維持」「効率化」「縮小/統廃合」という五つのカテゴリーに分類をしております。「拡充」というのはコストを更に投資することによって成果を向上する、「サービス増」はコスト維持のまま効率化や手法転換等により成果を向上ということで、参考のところに注釈をしているとおりの内容が、その意味するところでございます。

今後の施策の方向性については、 から まで、74施策の中で、27、23、11、10、3という形で分類がされているところでございます。

続いて、その下の表は、20年度評価における今後の施策の方向性と21年度予算（経常的経費）の関係ということでございますが、これには、今ほどご説明した今後の施策の方向性 から の分類を昨年度も実施しておりまして、その方向性と、実際にこの21年度予算の関係がどのようになっているのかということをもとめた表でございます。つまり、20年度の評価で「拡充」とした施策が30あったわけですが、そのうち、予算が実際に増えた施策が11、「拡充」としたけれども21年度予算が減った施策が16という形で見ていただければと存じます。

20年度予算で施策の方向性を「拡充」としたにもかかわらず減少した施策については、記載のとおり16ということで、一方、「効率化」とした14の施策の内、21年度予算が増加している施策も6ございました。これにつきましては、例えば、区民と行政の協働という施策を「効率化」の方向にしたんですが、実際には予算が増えているわけでございます。これは事業の再編によって、本庁舎窓口案内にかかる事業が新たにこの施策の方に移動したために、実は、その分の予算が増えて、その前の評価では「効率化」という施策の方向性でしたが、事業が移動したことに伴って増えたということでございます。

続いて、アンケート結果についてご説明したいと思っております。36ページの資料2区民アン

ケートの結果というところをご覧いただきたいと存じます。これにつきましては、区内にお住まいの18歳以上の方々の中から、男女別・年代別の人口構成比率に基づく無作為抽出によって、1,000人の方々にご協力をいただきました。74の施策の中から、六つの施策について事業内容をお知らせした上で、390人の方からご回答をいただきました。また、郵送アンケートに加えてインターネットによるアンケートを実施した結果、55人の方から、こちらもご回答をいただきました。併せて、445というのが母数になってございます。

テーマとした施策につきましては、自転車問題の解決、ごみの発生抑制及びリサイクルの推進、保育の充実、NPO・ボランティアなどが活動しやすい環境整備、豊かな学校づくり、創造的な政策形成と行政改革の推進と、この六つについて実施をいたしました。

結果でございますが、区の設定した目標についてどう思うかという問いに対しては、どの施策についてもおおむね適正であるというご回答が6割前後ということでございまして、目標に適さないというご回答は極めて少なかったということから、目標はほぼ適正であるというふうに考えられます。成果についてどう思いますかという問につきましては、2番のごみの発生抑制につきまして、前年度は十分な成果をあげているというのが17.3%だったのですが、これが33%ということで、大幅にアップしております。後ほど、詳細な分析を見ていただければと思いますが、リサイクル率が実績数値として、前年度の21.9%から25.9%にアップしたということが評価されたものと考えられます。一方で、3番目の保育の充実につきましては、十分な成果をあげているという評価をした方が、平成20年度は23.0%いましたが、7.7ポイントダウンして15.3%になってございます。これは待機児の数が前年86人に対して137人に増加したことが要因になっていると考えられます。

ただ、十分な成果をあげている、一定の成果を挙げているというものを併せますと、いずれの施策についても6割以上、ほぼ3分の2程度の方がここにチェックをされているということで、特に、1、2については、85%以上が1番、2番に付けておりますので、一定の評価をいただいていると言えると存じます。

次に、3番目の、かかった経費についてどう思うかという問いに対しまして、1の自転車問題、3の保育の充実、この二つがやや使い過ぎという評価をした方が多いのと、逆に、ちょうどよいという評価をしたのが4と6で多かったということが特徴的なところでございます。

最後に、問5の自己評価にある方向性についてどう思うかという回答につきましては、さらに事業を充実すべき、これまでどおりの事業でよいという評価をされた方が、いずれ

の施策においても8割前後ということで、これらをテーマにした施策については今後も維持・充実を図ってもらいたいというような区民の意向がここから窺い知ることができるかと存じます。

続いて、事務事業評価の概要でございますけれども、20年度につきましては、冒頭ご説明しましたように、632事業を対象に評価を行いました。評価結果の分析につきまして簡単にご案内させていただきます。

まず、(2)の 施策への貢献度でございますが、これは「貢献度大」という評価になったものが、前年度比で1.2%アップで81.6%ということになってございます。23ページの -1、NPO・企業等との役割分担の実現状況でございますが、これにつきましては、「十分に実現している」と「一部実現している」をあわせると、486事業ということで、これは協働の評価対象となる610事業に占める割合としては79.7%と、約8割ということになってございます。 -2で、協働等の相手方は企業・個人事業者が最も多く、248という結果になってございます。

24ページでございますが、これは協働の形態別に分析をしたものでございます。状況は記載のとおりでございますが、網掛けをしている部分、これが区が行財政改革の計画に掲げている協働化率6割という目標の分子になる数字でございまして、これを610の分母で割りますと、57.7%ということで、区の行革の目標、「スマートすぎなみ計画」の掲げる協働化率6割の目標に対して、あと2.3ポイントのところまで協働化率が上がっているという結果になってございます。

続いて、25ページでございますけれども、現在の事業費で成果を向上させることができるかということについては、「できない」というのがやや増えて、前年度比2.5%アップという結果になってございます。その下の、成果向上のための方策につきましては、「手段・方法の変更」が182事業、28.8%ということになってございます。

26ページでございますけれども、受益者負担の見直しの余地ということで、受益者負担の見直しの余地が「ある」という評価をされている事業については、前年度からやや減少して、マイナス2.1%ということになってございます。

最後の、コストを下げる余地はあるかということについては、「ない」という回答が、毎年少しずつでございますけれども増加している傾向にございまして、今年度66.5%ということになってございます。

続きまして、27ページの評価結果の活用でございますが、大きく4点ありますけれども、

1点目、2点目を中心に説明します。

20年度の決算説明資料としての活用ということで、今年度から決算と行政評価の一体化を図り、区政の運営状況をわかりやすく伝えていくために、決算説明資料として、今日お手元に、閲覧用で「区政経営計画書」をお配りしてございますけれども、これを新たに作成いたしました。第2章の主要施策の成果や第6章の歳出歳入決算一覧に、行政評価の評価表からその結果を反映させてございます。

区政経営報告書をご覧いただければと存じます。主要施策の成果で実際に行政評価との関係が出てくるのが41ページ以降でございます。この41ページのところは安全・安心分野の政策の評価と課題と方向性という形で記載されております。これは政策評価表の同項目がそのままここに反映されているものでございます。

42ページは、この安全・安心分野の政策1、「良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくるために」。ここにぶら下がる施策についての、20年度の活動・取り組み内容が四角囲いの中に記載されておまして、その下に20年度の施策の成果指標、目標に対する達成状況、それから最後に、それらを踏まえて、評価と課題と方向性ということで、取り組み内容と成果、いわゆるアウトプット、アウトカムを分析して、今後どうしていくのかということが書かれてございます。これらはすべて施策評価表からデータが反映されて、このような形で構成されているところでございます。

さらに、49ページをご覧いただきますと、この安全・安心分野の主要事業について、取り組み内容、主な取り組み、人件費を含めたコスト、成果指標、評価と課題ということが、事務事業評価表からの反映という形で整理されてございます。

このような形で、今年度から、初めて区政経営報告書に行政評価のデータの反映を図ったところでございます。これにつきましては、この黄色い区政経営計画書をお配りしてございますけれども、区政経営報告書の内容と対になるものとして作成をしております。

このような形で、行政評価の決算との一体化を図ったところでございますので、これを踏まえて、来年度、22年度予算に評価の結果を活用していくことが今後の大きな課題であろうと考えてございます。

資料2、行政評価報告書の28ページの今後の課題でございます。今後の課題、三つ記載してございます。

まず、一つには、成果指標の見直しということで、区の行政活動の成果を端的にあらわすという視点に立って、区政経営計画書との整合性を図りながら、施策の成果指標を区政

経営報告書に載せるということも念頭に置いて行ったところでございますけれども、今後とも、より適切な指標となるように、見直しを行っていくことが一つの課題だろうということでございます。

続いて、二つ目としては、二次評価の充実ということで、今ご案内しましたように、評価と課題と方向性という形で、政策・施策それから事務事業、それぞれ区政経営報告書に掲載をしたところでございますけれども、今後とも、目標の達成状況や今後の成果向上に向けた取り組みについて、部課長の責任のもとに区民によりわかりやすく伝えていくということが二つ目の課題と考えてございます。

最後でございますけれども、評価のあり方ということで、決算説明資料を統廃合し、区政経営報告書という形で決算と評価を一体化させたことによって、決算も含めて作業の効率化を図ることができたんですが、その一方で、評価の時期が早まったということで、評価の期間が短くなったということがございますので、今後とも、より効率的、効果的に評価が行われる仕組みづくりを目指して、評価方法や評価項目等について検討していくことが三つ目の課題と考えてございます。

行政評価の報告書につきましては以上でございます、引き続き、資料3、財団等経営評価の結果についても簡単にご説明をさせていただきます。

経営評価の概要ということで、今年度も19年度に分離をした文化協会、交流協会、また、杉並師範館を加えた9団体を評価対象にしたことが記載されております。この経営評価につきましては、従来から財団等が自ら行う自己評価である第一次評価、区の所管部局が行う二次評価、そして、行財政改革推進本部が行う三次評価という三段階評価の形をとってございます。勤労福祉協会から始まりまして師範館まで各団体の事業目的、事業内容と、最終的に区の方が下した第三次評価の結果を記載させていただいております。

6ページをご覧いただきたいと存じます。対前年度の比較ということで、評価の対象とした9団体の相対的な傾向を、ここでまとめさせていただいております。

まず、評価対象9団体の20年度の職員数でございますが、これは19年度と比べて、総体として32名の減少となっております。この主な要因としましては、社会福祉協議会が介護保険事業から完全撤退したことによって、31名減少になったということが大きなものになってございます。

続いて、補助金の収入割合でございますが、これにつきましては、平均で52.2%ということで、対前年度比で1.8ポイントの増ということになってございます。

続いて、(3)の管理費割合でございますが、この平均は23.0%になってございます。これが増加した社会福祉協議会と杉並師範館、これにつきましては、いずれも事業費、管理費、ともに減少しておりますが、事業費の減少が大きいために、相対的に管理費の割合が増加をしているということになってございます。

8ページ、(4)の人件費割合でございます。これにつきましては、9団体総体で平均が48.3%ということになってございます。団体別の傾向としても、特に昨年度に比べて大きな変動はございません。

(5)経常収支でございますが、これにつきましては、シルバー人材センターが約1,190万円ということでしたが、一方で、スポーツ振興財団、社会福祉協議会、勤労者福祉協会はいずれもマイナスで、それぞれ1,350万円、890万円、690万円になってございます。

9ページの定性指標でございますけれども、これにつきましては、団体経営の計画性、健全性、効率性など、5項目について、それぞれ100点満点中何点かということ、財団等が自ら採点をしており、その平均点を表したものでございますが、5項目の平均点は9団体の平均で87.2点ということで、昨年とほぼ同様の結果となっております。なお、すぎなみ環境ネットワークは5項目の合計点が500点ということで、一方で杉並師範館は393点ということで、かなり団体ごとに得点の差があるということで、これにつきましては、冒頭ご説明した第三次評価、区の行革本部会の評価で、若干コメントを付けさせていただいているところでございます。

最後に、(7)の定量指標でございますが、これにつきましては、具体的に比率等を掲げて評価しているものでございますが、その平均値が17項目中8項目で適正条件を満たしているという結果になってございます。

10ページ、11ページでは、経営評価のまとめと課題という形で、各団体の三次評価の内容を中心に、コンパクトにまとめた内容になってございます。

それから、12ページから15ページまでは、団体ごとに、前年比較という形で、職員数、財政等々の指標についてまとめた資料になってございます。

16ページ以降が、各団体の個別評価表となっております。

そして、124ページ以降が行政評価も同様に掲載してございますけれども、平成19年度に外部評価委員の皆様からいただいたご意見に対する、各評価対象団体ごとの対処結果をまとめた内容になってございます。



非常に長くなって、足早になりましたけれども、私からは以上でございます。

会長 はい。ありがとうございました。

区の行政評価報告書、経営評価そのものの内容については、今後それぞれ委員からご意見を賜ることになると思いますが、事実関係等ご確認の必要があるかと思しますので、よろしくをお願いします。

今年はインターネット調査の女性の回答率が何でこんなに低くなったんですか。男性はほとんど変わっていないんですが。もう一つ気になった点は、20年度評価と21年度予算との関係で、例えば、我々の外部評価の結果と照らし合わせてみると、どのようになっているのでしょうか。ということなんですが。

その2点、わかる範囲で教えていただければお願いしたいんですが。

行政改革担当副参事 インターネット調査の結果は、特に、男性に働きかけを個別にしたとか、女性にしなかったとか、そういうことはないのですが、本当に偶然としか言いようがなく。

会長 男性はほとんど変わっていないんですね。女性だけ、何か、お忙しい時期だったんですかね。インフルエンザの関係が影響しているのかどうかわかりませんが。

行政改革担当副参事 昨年度は8月1日から15日に実施したんですが、今年度は15日から31日ということで、実施の時期を2週間後ろにずらしたというのは、一つ、変更の事項としてはございます。それが女性が忙しかったのかどうかというのは、定かではないんですが。一つ変えたのはそこだけですので。

会長 はい。わかりました。結構です。

もう一点あったんですけど。予算との関係で。

行政改革担当副参事 予算との関係につきましては、20年度に特別な要因があって、逆に予算がふえていたというものが多くありました。例えば、自転車問題の解決という施策が、20年度評価の施策の方向性は の拡充となっているんですが、実際に今年度予算が減っているんですが、20年度について、自転車駐車場の改築とか、自転車集積場の購入とかがあったため、20年度予算が例年に比べて増大をしていたと。こういう事情がありまして、単年度で増えた事情があったので、施策そのものはずっと拡充なんだけれども、たまたま20年度予算がふえたために、相対的に21年度が減ったということになってしまったと。あるいは、まちづくり、まちの景観づくりも、構成する事務事業の中ですぎなみ詩歌館の改修工事がありまして、これの事業費を計上したために、単年度でやはり事業費が増えて

いたと。そのほか、高齢者の社会参加と交流の拡大の施策についても、ゆうゆう館、いわゆる敬老会館の浴室の改築工事がたまたまこの単年度にあったというような、20年度に特段の増要因があって、瞬間的に予算がふえた事業について、予算が21年度、相対的に減になったというのが結構見られました。

会長 それはそれでいいんですけど、外部評価結果と照らし合わせても、結果は大きくは変わらないということですよ。

行政改革担当副参事 そうですね。

会長 我々の外部評価結果とこの杉並区行政評価の結果とは若干違ってきていたわけなんです、大きくは20年度の特種要因があるので、こういう現象は起きますよと、こういうことですね。

行政改革担当副参事 そうですね。

会長 ただ、外部評価による影響は、我々にとっては責任にもなるものですから、どれぐらいのギャップがあるかということを確認しておきたかったということなんです。時間の関係もあるので、それはまた、後日、解れば教えていただければと思います。

では、 委員。

委員 今の2点目のことについて、同じ観点ですけど、今まで私どもが最終的に評価する内容というのは、評価プロセスとか評価の指標とか、どうしてもそちらに重点が置かれており、評価結果を経て予算あるいは実際の区の行政の軸足にどれだけ影響を与えられるかという方に、実は私どももようやく、目が向いてきたようなところなんです。施策の方向性とか、14、15ページ辺りに書いてあることの意味を改めて考えるようにようやく成れたというのが実感です。例えば、拡充やサービス増の意味がこうだというコメントは、今、この小さい字を見て初めて、ああ、こうだったんだというのを、認識したような状態なわけです。私どもは、拡充に対してどこまで影響力を与えるかまでは考えないで評価表を書いており、その後は行政内部で対処をよろしくという感じでバトンタッチするような感覚だったんです。

予算がついた、つかないという点ではほとんど中立的な結果になっているから、余り影響はないというふうにも見えますが、拡充といったときに、本当に所管の部長やあるいは区長が、コストと効果を両方とも上げましょうという意味、意図を受けとめて予算査定に使っているのでしょうか。また、コストには人件費を入れて人件費とあわせたら総事業費が幾らとなっているけれども、外部評価の視点では、事業費をコストと捉える意識は余り

なく、まさしく人件費を含めた総事業費の方がコストの意識なんですよね。けれども行政マンの人はほとんど事業費に慣れているから、コストといえば事業費でしょう。その辺についてちゃんと頭の転換が図られて、いわば民間サービスならばこのぐらいかかるといったコスト感覚で、コストと成果の充実という意味が受けとめられているのかどうか、その辺が一番、大いに関心があります。それが区政経営報告書の作られた意味だろうとは思っているのですがいかがでしょうか。

行政改革担当副参事 まさにおっしゃるとおりでございますして、私どもも、区民わかりやすくということで、何種類かに分かれていた資料を1冊にまとめたということもありますけども、やはり一番大きなことは、こういう形で統合して、より成果をはっきりさせて、これだけのお金をつけてこれだけの活動をして、そして、こういう成果が上がった、上がらなかった、それによって今後どうしていくのかということを考えるときに、次の予算との連動をきちんと図っていくということが、まさに究極の目標だと思っています。そのために決算説明資料という形でまとめることによって、行政評価の作成時期も1カ月早まり、財政課が予算査定に入っていくまでの時間もできましたので、財政当局もこれを見る時間がありますし、作成側も翌年度の予算編成を十分睨んで、きちんと評価をして、財政にきちんとした根拠を持って要求していくと、見直すべきものはもちろん見直した上で要求していくということが図れるような下地ができたと思います。これを最大限に活用して、そういう方向に努めていかなければいけないというふうに思っています。

会長 委員がおっしゃるように、21年度予算、経常的経費というのは、架空ではあるけれども、経常、いわゆる人件費相当額も含まれているわけですよね。

委員 そう。そう僕は理解したい。

会長 含まれていますよ。定義上ね。ただ、そういう意識で予算編成しているかどうかと。

委員 本当にそうになっているかどうか。

会長 ここだけそうになっているんじゃないかということですね。

委員 そうということですね。すごく人件費が大きいマンパワーのかかる事業について、もし効率化というなら定数減をしてもおかしくないわけですね。そういう形で端的に現れるかどうかなんですよ。

行政改革担当副参事 ですから、まさにそこが問われてくるのが今年度の予算編成であり、来年度の結果になってくると思うんですね。その辺の連動関係がしっかり頭の中で図

られて、より行政評価の方向性と予算の関係が一致していくような方向になるのが、いろいろ特殊な要因、特別な事情というのが年度ごとにあったとしても、基本的には、それが今回、予算決算の事業単位と行政評価の事業単位を一致させて、この区政経営報告書を作ったことの意味だと思いますので。

委員 なぜ特殊要因とおっしゃるのか。特殊要因が起こるのは、まさしく物件費などではなくて、人件費に特殊要因が影響するなんてことはない。さっき、会長のお話に対する回答の中に、「特殊要因で」と言われ、はっと思ったのは、じゃあ、人件費抜きで考えているのかしらと僕は思った。だから、余計気になったわけですよ。

委員 そこに関連していいですか。そういう特殊要因があったので、方向性を拡充につけたとおっしゃったんですね。実際には予算は特殊要因がなくなったので、減になったということによろしいんですか。

行政改革担当副参事 例を挙げてご説明した方がわかりやすいと思うんですけども、例えば自転車の関係で言えば、まだ放置自転車の数というのも多いですので、自転車問題の解決という施策については、今後とも拡充、つまりコストも増やして、成果もその分上げていかなければいけないという方向性は変わらないと。そういうことで20年度評価のときに付けたんですが、その当該年度については、先ほど申し上げたように、整備経費なんかが、たまたまその単年度で増えるというような状況があったがために、相対的に21年度が減ってしまったということだと思っんですね。

委員 その観点でいけば、評価のときにサービス増か現状維持に方向性が示されなければいけなかったのではないのでしょうかね。方向性のつけ方が平準化されていないというか、皆さん、それぞれ、まだ慣れていないというか、同じ共通の認識のもとに付けていないのではないかと。先程のご説明であれば、多分それは1に付けちゃいけなかったのではないかと思いますけど。

行政改革担当副参事 確かに、当該年度、いわゆる特殊な事情によって予算が平成19年、前年度と比べてふえた。それとの比較で21年度がどうなのかということであれば、全体的な傾向で捉えるのではなくて、今年度に対して来年度はどうなんだと、今に対して次がどうなんだということ単純に捉えれば、印のつけ方としては現状維持という付け方も確かにできると思いますので、おっしゃるとおり、その辺は統一を図らなければいけないかなというのは、今ご指摘を受けて思いました。

会長 それはまた、今後の意見のところ。経常的経費なものですからなかなか理解が

できないところもあるんですけどね。経常的経費の特殊要因というのは何ぞやというのは、我々納得したわけではないんですが、それは我々外部評価委員の評価作業の中で、また改めて確認をさせていただくということです。

委員、何か。よろしいですか。

委員 確認だけ。

会長 どうぞ。

委員 行政評価報告書の22ページの、この冒頭の文章「『区政経営報告書』の資料として評価表を活用するため、『評価と課題』欄を追加しました」というのは、どこに追加されているのか、ちょっと意味がわからないんですが。

行政改革担当副参事 これだけだとわかりにくくて、申しわけございません。「『区政経営報告書』の資料として評価表を活用するため」と、この評価表というのは事務事業評価表を活用するため、事務事業評価表に評価と課題の欄を、新たに、今まで評価表にそういう項目がなかったんだけれども、事務事業評価表に評価と課題の欄を追加して、所管で決算額とかあるいは活動量とか、成果指標の変化とかを踏まえて、事務事業評価のレベルでも評価と課題というのを、評価表の中に書き込むようにしましたと。それが主要事業の成果とかあるいは歳出決算一覧のところ、区政経営報告書の方に反映されるというような形にしたということで、ちょっと言葉が足りなかったかもしれません。

会長 これは次の議題というか、参考資料4-1のところに入っているんですが、ただ、まだご質問があるかもしれませんので、そのときに改めて。

委員、何かありますか。

委員 例えば、経営評価の事業について、委員会の結果がどこかに書いてあれば、そういうものと一緒に拝見した上で意見を表明したいと思うんですけども、そのような委員会の結果のようなものは、この評価表に書いてありますでしょうか。

行政改革担当副参事 委員会というのは、この外部評価委員会の。

委員 ではなくて、例えば、事業のあり方の検討委員会とか、そういったものなんです。

行政改革担当副参事 いわゆる事業の今後のあり方を考えるときに、外部委員会を、学識経験者とか、そういうノウハウを持った方々の外部委員による委員会を設置したことがあれば、そういう外部委員会のコメントとか事業に対する評価みたいなのが入っているかどうかということですよ。それにつきましては、この報告書の中に直接には入っていま

せん。ただ、事務事業評価表や施策評価表の中で、そういう外部委員会を設けている事業があれば、その委員会からもこういうことを指摘されているので、それを踏まえてこうしていくというような形で、その評価表の中で触れているところもあると思います。ですから、それは個別の事業によってケース・バイ・ケースで、そういうものがあればそういう記述もあるというふうに思います。

会長 よろしいですか。

委員 ありがとうございます。

会長 それでは、とりあえずご質問は、また時間が余ればということで、具体的な評価作業の進め方について、まず事務局から説明を伺ってから、分野と団体を決めたいと思いますので、外部評価の進め方の案について、説明をお願いいたします。

行政改革担当副参事 それでは、参考資料2をご覧いただきたいと思います。

まず、本日、この後、あらかじめ各委員からご提出いただいた調査表の希望に基づいて、政策、施策評価の担当を決めていただければと存じます。あわせまして、経営評価についても評価をしていただく団体を、希望調査の結果をもとに1団体決めていただければと思います。その上で、12月25日の金曜日までに評価表の提出をいただければと思います。この後、担当を決めていただきましたら、それぞれの担当ごとの政策、施策、また、団体の外部評価表の入力フォーマットを月曜日にメールでお送りいたしたいと思います。先程、資料2、資料3のお話でしたがございましたけれども、報告書につきましても、月曜日に評価表をメールでお送りするときにデータでお送りしますが、冊子でも、印刷して冊子の形にまとめましたら、郵送いたしますので、お含み置きいただければと思います。ということで、お送りした評価表に対して、12月25日までに委員の皆様の評価を入力いただいた上でお返しいただければと存じます。

その上で、それを基に、私ども区として外部評価委員の先生方の意見を受けて、どのように対処していくか方針を調整いたしまして、2月初旬に第4回外部評価委員会を開きまして、評価のポイントをお示しいただければと存じます。

それを踏まえて、総括意見につきましては、2月下旬までにまた委員の先生方に作成していただきまして、ご提出していただき、最終的には第4回委員会の議論、また2月に提出していただく総括意見を踏まえて、報告書（案）を会長と事務局で調整の上作成し、各委員に内容をご確認の上、公表を年度末にはしていきたいと考えてございます。

なお、この外部評価委員会報告書には、本年度の指摘事項に対する22年度に向けた対処

方針もあわせて掲載をさせていただきます。

それから、本日11月13日から12月25日までの間に、第3回外部評価委員会を12月11日に挟ませていただきまして、ここで本日最後に経理課長の方から事前のご案内をさせていただきますが、21年度の入札及び契約に関する外部評価、いわゆる入札監視をやらせていただければと存じます。

3月までの全体のスケジュールは大体以上でございますので、これを踏まえて、今日、担当の分野、団体をお決めいただければと存じます。よろしく願いいたします。

会長 今回のスケジュールで、若干厳し目のスケジュールになっていますが、25日が不可能な場合は、個別にご相談いただければ、正月のお休みにされるということも、選択肢としてはあるということで、それなりのご配慮はいただけるものだと思っております。

今のスケジュール等について、特にご質問はございますか。よろしいですか。

それでは、分担ですが、お手元の参考資料3にありますように、それぞれの委員の方から順番等をつけて、まず外部評価の分担をやっていただいております。なるべく各委員の1番のものをご担当いただけるように配慮したいと思っておりますが、重複している委員の方がおられますので。全く重複がなくてお一人だけというのは、みどり・環境分野ですか、これは、委員の方で担当していただきたいと思っております。毎年同じ対象をやるというのは、外部評価の性格上好ましくないものですから、委員におかれましては昨年度が2のみどり・環境分野の4番でありますので、3番をご担当いただければと考えております。

そうということで、実は3番目の健康・福祉分野は1位が委員、委員となっておりますが、これは昨年度は委員がおやりいただいておりますので、ここはできますれば委員にお譲りをいただいとすることにしたいと思っております。

委員におかれては、スター印が付いています、アンケート調査があるものも兼ねてやっていただいた方がよりいいのではないかとということで、3の健康・福祉分野の6番目です、ね、「子育てを社会で支え、子どもが健やかに育つために」をご担当いただいたらどうかと思っておりますが、よろしいですか。

委員 はい。

会長 そういたしますと、委員には非常に申しわけないんですが、2番目の候補である、1の安全・安心分野ということでもあります。これは私が昨年1-2番の方をやっておりますものですから、できますれば、安全・安心分野の1、「良好な住環境と都市機能が調和

したまちをつくるために」という、このスター印が付いた政策。これを 委員に、ご担当  
いただければと思っております。

それで、 委員の第1希望が5番目の自律・教育分野ということで、これは他の方と競  
合しておりませんので 委員にご担当いただきたいと思うんですが、この資料をご覧い  
ただきますとお分かりのように、14番、17番が16年度以降空白になっておりまして、全く  
外部評価がなされていないんです。従って、できますれば、 委員のご希望は16なんで  
すが、14か17のどちらかにお決めいただけませんか。具体的には、14番は「地域に開かれ、  
支えられた教育のために」か、あるいは、17番の「ふれあいと参加の地域社会をつくるた  
めに」。具体的な事務事業としたらどういうのがあるんですかね、イメージが。それをお  
っしゃった方がいいと思いますけれど。

行政改革担当副参事 はい。14の「地域に開かれ、支えられた教育のために」につつま  
しては、施策としては、「学校運営への参画」、「地域への学校開放」。

委員 すみません、どこにリストがありますか。どこを見ればいいですか。

行政改革担当副参事 34ページです。そのちょうど真ん中あたり。自律・教育分野の上  
から二つ目の大きな箱になりますが、「地域への学校開放」と「学校を核とした地域コミ  
ュニティの充実」というのが14番ですね。17番は一番下の、「ふれあいと参加の地域社会  
をつくるために」。それが「地域活動の推進」、「交流と平和の推進」、「男女共同参画  
社会に向けた環境整備」ということになります。

会長 14か17に、できましたら移行していただけると助かりますが。

委員 14は何か事業数が少ないので。多分、何か狭くなりますがいいのかなと。逆に17  
だと12事業ありますが、多分、私は事務事業評価まで見るので事業数でも検討させていた  
だいていて。

会長 まあ、あまりそこはお考えにならなくていいと思いますよ。

委員 それでいくと14かなと。

会長 14にされますか。じゃあ、14で。

委員 座・高円寺があったので、16にしたということもあるんです。

会長 なるほど。では、お二つやっていただけますか。

委員 いいです、いいです。結構でございます。

委員 いや、二つやったっていいんだよね。二つやってもらうなら、僕が他の分野をや  
るから。



委員 遠慮いたします。それで自律・教育にしたというのもあるので、じゃあ、14番で。

会長 はい、では、14、申しわけないんですが、よろしく願いいたします。

そうしますと、大きな4、6という分野の担当者がいないものですから、そこを私がやることにして、過去一度もされていない9の「環境と共生する産業の育成のために」をまずやります。それと、区政経営分野の6につきましては、20番の「創造的で開かれた自治体経営」も長い間されていませんので、この二つを私が担当するというで。他の委員の方にはこれでご承諾いただきましたので、こういう格好でやりたいと思っております。

それでは、裏面に、今度は経営評価、すなわち団体の評価でございますが、これは非常に困ったことに、8番目の杉並区交流協会がえらく人気が高くて、3人の方が競合しているんですね。

それで、これはなかなか悩ましいんですが、先程いろいろな経緯がありまして、委員は行政評価としては第1順位をやっていただくということで、ここはできたら委員に8番はお譲りいただければというふうに考えております。

そうしますと、先程は委員が第1希望の分野ではありましたが、希望された政策と違っておりましたので、経営評価ではできたら第2希望には沿いたいということで、7番目の杉並区文化協会を委員にさせていただくと。

それで、委員におかれましては、行政評価の方で第1順位でしたので、申しわけないんですが、杉並師範館。というのは、第2順位で委員も杉並師範館をご希望されているんですが、既に、19年度に委員はご担当ですので、違った委員の方の目で通した方がいいのではないかとということで、委員に9番目の杉並師範館をご担当いただくということであります。

そうしますと、委員が第1希望の4番目の杉並区の社会福祉協議会、これは全く重なっておりませんし、昨年もやっておりませんので、4番目の杉並区社会福祉協議会は委員にご担当いただくということになります。

そうすると、昨年度やっていなくて未充足なのは、1番目の杉並区勤労者福祉協会ということになりますが、ここを私がやると昨年度やっていないところは大体埋まったということになります。なかなか第1希望に沿えない方もおられますが、こういう感じでよろしゅうございましょうか。委員におかれては、ちょっと無理なお願いをして申しわけないですが、よろしく願いしたいと思います。

それでは、こういうことで決まったということにしたいと思います。

もう一つ、次の第3回目の外部評価委員会は、入札監視委員会と基本的に同じ内容をやらなければいけないということで、それについての説明を経理課長からお願いします。制度のことを簡単に、外部評価委員会としての入札監視に対する関わり方とこの資料のご説明をお願いしたいと思います。

経理課長 はい。経理課長の関谷でございます。

今、会長からご案内がございましたとおり、来月はこの外部評価委員会を入札監視委員会として、要綱で定めてございますけれども、開催をさせていただきますので、何卒よろしく願いいたします。

説明に入る前に冒頭お詫びがございませう。さきに電子メールで各委員あてに送信させていただきました、平成20年度の工事それから委託の入札結果一覧に、1点、誤りがございました。工事入札結果正誤表というのを付けさせて頂いておりますけれども、落札率が1桁ずれてございました。本当に申しわけございませう。お詫びの上、訂正させていただきます。

今回、入札契約制度の改革の一連の資料と今年度取り組んだ入札契約制度改革等々、新しいものを盛り込ませていただいて資料を作っております。また、これと併せて、これは現下の経済状況の中で、現在実施しております、入札契約制度における臨時的緊急対策とその実施状況についてのデータも追加してお付けしております。次回、冒頭で私の方からご説明させていただきますけれども、もしお時間がとれるようであれば、事前にお目通しいただきましたら幸いです。

なお、既にご案内させていただいておりますけれども、次回の審議選定案件につきましては今月26日木曜までに、大変恐縮でございますけれども、メールまたはファクスでご返信をお願いしたいと思います。

その後会長と調整のうえ、十数件の具体的な審議案件について決めさせていただき、次回に臨みたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

会長 はい。そういうことですが、初めての委員の方もおられますので、確認等することがございましたら、お願いしたいと思います。要するに、この一覧表のところから、各委員に選定をしていただいて、事務局の方に申し出るということですね。

それと、とりわけ、制度のことについては、入札監視業務ですから直接の権限はないんですが、附带的に、そういう改革についても、方向性についても意見を申し上げること自

身は別に許されておりますので、そういう方面にご関心がある委員の方はその点を踏まえて、入札の制度改正等についてのご意見についても、時間があればお読みいただければということでございます。

委員。

委員 今のご説明を僕がちょっと聞き漏らしたのかもしれないですが、相互参入制度は試行を中止するということですが、これは区外、区内の相互参入制度のことですか。既に今までやっていましたよね。それをしばらくやめるということなんですか。

経理課長 はい。板橋区と試行的に相互参入制度をやってございました。競争性を高めるということで、杉並区の発注案件を板橋区と相互に話し合っ、板橋区が発注するものと杉並区が発注するもので幾つかピックアップして、それを相互に参入できるように、入札の中でしていくというような取り組みでございました。これは、次回ご説明させていただきますけども、緊急経済対策で地域要件を拡充してございますので、この試行がなかなかできにくくなってございます。そのため一旦中止をさせていただいて、その後、この試行結果等も検証して、今後どうしていくのかということを決めていきたいというふうに考えてございます。

会長 過去、よくご説明を伺うと事情はわかるんですが、一見すると異常な入札経過等がございました。今年は特にそういう案件はないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

経理課長 確かに、事例としてはちょっと困ったなというようなものもございます。私どもが注意しているのは、競争性と公正性、それから透明性を高めていくことですが、今年度は、どうしても、この経済状況の中で区内事業者の保護・育成という観点が入ってきますので、そうした中での対応ということで、多少考えなければいけない部分が出てきているところでございます。

会長 はい。多分、入札が不調な事例等が選ばれるかと思っておりますので、また、その節は説明をよろしくお願ひしたいと思います。

経理課長 どうぞよろしくお願ひします。

会長 はい。

それでは、与えられた議事は終わったと思いますが、何か抜けておりますか、事務局の方。

行政改革担当副参事 以上です。

会長 スケジュールなど、もしもう一度確認したい点等ございますれば、おっしゃって  
いただいていいかと思いますが。よろしゅうございましょうか。

( なし )

会長 それでは、若干時間が早いようでございますが、議事は全て終わりましたので、  
第2回目の杉並区外部評価委員会はこれで終わりにしたいと思います。

どうもお疲れさまでございました。